

市指定ごみ袋の臨時措置を令和8年7月31日まで延長します

現在実施している市指定ごみ袋以外でもごみを出すことができる臨時措置について、令和8年6月30日までの予定を令和8年7月31日まで延長することといたしました。

令和8年5月25日より開始した「市指定ごみ袋の臨時措置」により、市民・市内事業者の皆様のご負担軽減を図ってまいりましたが、市指定ごみ袋におきましては依然として市指定ごみ袋取扱店の店頭で品薄の状況が確認されています。

この状況を鑑み、安定供給が確保できるまでの間、本措置を延長することといたしました。

概要

1 延長期間

現在の期間：令和8年5月25日～令和8年6月30日まで

延長後：令和8年5月25日～令和8年7月31日まで（1カ月延長）

※上記期間中は、市指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋でも、従来どおり収集します。

2 延長の理由

依然として市指定ごみ袋取扱店の店頭で品薄の状況が確認されているため。

3 市民・市内事業者の皆様へのお願い

市指定ごみ袋の流通正常化には、今しばらく時間を要する見込みです。

引き続き、過度の買い溜めはお控えいただき、普段使用する量を目安に購入していただくなど、ごみ袋の安定供給のためにご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

廃棄物対策課 担当：高松

電話：0558-76-8001